

## 令和5年度「団体ボランティア」登録手続きについて（新規登録用）

<期間> 登録日 ~ 令和6年3月31日

<対象> 主に東久留米市内でボランティア活動を行い、活動依頼や新メンバーの受け入れ、または情報提供が可能な団体です。在住地は問いません。

- ① 市内に活動拠点(または事務所)があること。あるいは活動エリアに東久留米市を含んでいること
- ② 活動分野や範囲は問わないが、公益を目的とする非営利活動団体であること。
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的としていないこと
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていないこと
- ⑤ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動でないこと
- ⑥ 代表者および連絡担当者が明確であること
- ⑦ 活動者に対する交通費や材料費等を必要とする場合、実費を範囲内としていること
- ⑧ 業務とボランティア活動を明確に区別していること

### <登録手続き>

初めて登録する場合は、内容を確認のため必ず時間を約束の上、ボランティアセンターまで来所してください。やむを得ず郵送等で申請する場合は、到着確認をしてください。

#### 【ボランティアセンターに提出する書類】

- ① 団体ボランティア登録カード(A4両面)
- ② 添付書類(既存資料がある場合のみでかまいません)
  - ・会則
  - ・広報誌
  - ・ボランティア募集チラシ
  - ・その他団体を説明する資料

### <登録のメリット>

- ① ボランティアセンターから団体情報を発信  
本会ホームページ「ボランティア団体・市民活動団体等情報検索システム」や民間企業・団体が運営する地域介護ポータルサイト等に掲載、ボランティア一覧等で市民や関係者に団体の情報を発信します。また、メンバー募集やイベント開催などに関する広報、団体の活動PRを支援します。(個人情報に関係するものは公開範囲を選択可)
- ② ボランティアセンターから助成金や地域の情報、活動先を紹介  
希望団体に助成金など様々な情報の提供が受けられます。ボランティア活動を紹介します。

- ③ ボランティア連絡会への参加  
ボランティア同士の情報交換の場である「ボランティア連絡会」に参加できます。
- ④ 活動に関する相談  
ボランティア活動や団体運営に関する困りごとなど、ボランティアコーディネーターが相談にのり、一緒に考えます。いつでもご相談ください。

#### <登録の条件>

- ① 団体登録カードの提出
  - ② 活動報告書の提出
  - ③ ボランティアセンターの事業等広報の協力
  - ④ ボランティア連絡会等、ボランティア活動推進のための事業参加や協力
- ※「団体登録カード」の内容(活動実態)を事前に確認させていただく場合があります。

#### <ボランティアセンターからのお願い>

- ・登録内容に変更が生じた場合は、本会までお知らせください。  
特に、代表者や連絡者の交代、連絡先変更、活動休止などはお早めにお願ひします。
- ・登録内容及び関連する活動等に関して、本会から報告や調査を求められた場合、説明及び資料の提示などの協力をお願いします。ご協力いただけない場合は、登録をお断りさせていただくことがございます。

#### <登録資格の取消や退会、免責について>

- ① 取消 登録時に虚偽の申告をした場合
- ② 退会 退会の旨、本会が報告を受けた場合
- ③ 免責 登録団体が他人に損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって解決してください。本会はいかなる責任も負いません。

<お問合せ・申請先> 東久留米市社会福祉協議会ボランティアセンター  
〒203-0033 東久留米市滝山4-3-14わくわく健康プラザ2階  
TEL042(475)0739/FAX042(476)4545  
E-mail: volunteer@higashikurume-shakyo.or.jp  
ホームページ <https://www.higashikurume-shakyo.or.jp/>